

諮問番号：平成 30 年度高行審諮問第 1 号

答申番号：平成 30 年度高行審答申第 1 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の請求の要旨

高知市福祉事務所長の平成 28 年 7 月 12 日付けの審査請求人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条（費用の徴収）適用及び同条による徴収金納付命令処分を取り消すとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、補正書及び反論書において以下の点により処分庁が行った処分は違法・不当であると主張している。

##### ア 報酬を申告する義務がないこと

(ア) 本件処分の原因とされている生活保護費不正受給事件の裁判は、検察庁・警察・裁判所・処分庁が共謀して審査請求人を陥れるために行われたもので、審査請求人は、生活保護費の不正受給などは行っていない。なぜなら、当該生活保護費不正受給事件の原因とされた不在者財産管理人報酬は知人のものであり、審査請求人の収入にならないため、当該報酬を福祉事務所に申告する義務はないからである。

(イ) 審査請求人は、生活保護費を受給し始めた時から現在に至るまで、不在者財産管理人報酬は知人のものであるため、福祉事務所に申告する義務はないという認識を持っており、刑事裁判における審査請求人の弁護人は、裁判においてこの点から「故意性がない」ということを争点に争ったが、この裁判は、関係機関が審査請求人を陥れるために始めたものなので、裁判では、審査請求人が生活保護費の不正受給をしたと主張する福祉事務所職員の証言を覆すことができなかった。

(ウ) しかし、裁判でどのように解釈されようと、不在者財産管理人報酬が、知人の金銭であることは動かしようのない事実であるため、福祉事務所が審査請求人から騙し取られた金銭は一円も無い。他人のお金を福祉事務所から騙し取ることなど、審査請求人に出来るはずがない。

(エ) 審査庁は、処分庁が主張する審査請求人が福祉事務所から騙し取ったという金（福祉事務所の会計から消えた金）がどこにあるかを証明してみせるべきであり、福祉事務所職員の証言が正しく、公務員として客観・公平・中立の立場を守った行政行為であったか、証言が正しいものであったかどうかを検証するべきである。

##### イ 不利益変更禁止（法 56 条）に反する

(ア) 処分庁は、審査請求人が逮捕されてから〇年間、法第 63 条の規定に基づいた返還請求を行っていたが、審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで処分庁に対して提出した書面の「生活保護費返還義務がないので前福祉事務所長の証言は正しい行政行為では無い。」という旨の主張を認め、本件処分ではいきなり適用条文を法第 78 条に変更した。これは、処分庁が違法行為を自認

しているということに他ならない。

(イ) 法第 56 条には不利益変更の禁止条文があり、このことから、福祉事務所は、法の禁止事項に抵触する行為を行っている。

### (3) 審査庁の判断

審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はない。

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、裁決で、本件審査請求を棄却することが適当である。

## 3 審理員意見書の要旨

### (1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

### (2) 本件処分に係る法令の規定等

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。(法第 4 条第 1 項)

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。(法第 4 条第 2 項)

ウ 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがないとされている。(法第 56 条)

エ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。(法第 61 条)

オ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。(法第 63 条)

カ 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、その費用の額の全額又は一部を、その者から徴収することができる。(法第 78 条第 1 項)

キ 法第 78 条の適用要件については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」とされている。

ク 法第 78 条の適用判断については、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において「不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えた

ケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する」とされており、また、司法処分と費用徴収額の関係について、同通知は、「法第 78 条に基づく費用徴収の額は、必ずしも司法処分において問題となる額（例えば起訴事実記載額又は判決において確定された額）とは一致することを要しない」としている。

### (3) 認定事実

ア 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び高知市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成 20 年規則第 92 号）の規定に基づき、保護の実施機関である高知市長の管理に属する行政庁として、保護の決定及び実施に関する事務を委任されている。また、処分庁は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 2 項及び高知市福祉事務所長に対する事務委任規則第 2 条第 17 号の規定に基づき、法第 78 条の規定による費用の徴収に関する事務を委任されている。

イ 処分庁に対して本件処分に至るまでの意思決定の内容が分かる書面の提出を求めたところ、①〇〇地方検察庁宛ての告訴状、②〇〇地方検察庁からの処分通知書、③〇〇地方検察庁からの通知書、④判決書、⑤審査請求人に係るケース記録票、⑥ケース診断会議録及び⑦当該事件に係る新聞記事（いずれも写し）の提出があり、これらの物件により次の事実が確認できる。

(ア) 平成〇年〇月〇日、審査請求人が、生活保護費を不正受給した詐欺罪の疑いで逮捕され、同月〇日、処分庁が審査請求人の上記詐欺罪について、〇〇地方検察庁へ告訴を行った。

(イ) 平成〇年〇月〇日、〇〇地方裁判所において、〇〇〇〇〇の判決が下り、同月〇日、審査請求人が、〇〇高等裁判所に控訴を行った。

(ウ) 平成〇年〇月〇日、〇〇高等裁判所において控訴が棄却された。

(エ) 平成〇年〇月〇日、最高裁判所において上告が棄却され、同月〇日、判決が確定した。

(オ) 平成〇年〇月〇日、処分庁が、審査請求人の生活保護の廃止を決定した。

ウ 処分庁が提出した物件から、本件処分についての決裁権者である福祉事務所長が決裁を行っていることが確認できる。また、平成〇年〇月〇日にケース診断会議を開催した上で本件処分についての意思決定がなされたことが確認できる。

### (4) 審理員の判断

生活保護は、国が憲法第 25 条の規定（生存権の保障）に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することをいい、社会保障の最後のセーフティネットともいわれている。生活保護は、資産その他の法律による援助等あらゆるものを生活に活用してもなお、最低限度の生活ができない場合に補足されるものであるが、財源は税金であり、限りがあるため、生活保護費の支給を受ける必要のない者が不正受給を行うと生活保護制度自体を維持することができなくなり、本来保護を必要とする者が犠牲になる可能性もある。そのため、不正受給をした者に厳に対処することは行政の大きな義務であるが、法第 78 条の処分は不利益処分であり、刑罰規定の適用もありえるため、当該処分を行うためには、当該処分の相手方において不正受給の意図（故意性）が認められることが法律要件になると解される。また、当該処分に当たり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定に則った適正な手続がとられなければならない。

本件処分においては、審査請求人は故意性を否定しており、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたかどうか、処分における徴収金額が妥当であ

るか、また当該処分の手続に瑕疵がなかったかが争点となるが、これらを考察し、本件処分の違法性の有無について検討を行う。

ア 「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたかどうかについて

- (ア) 保護の実施機関は、被保護者に収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される法令は法第 63 条と法第 78 条に大別される。
- (イ) 法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。
- (ウ) 被保護者に不正に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、前記「(2) 本件処分に係る法令の規定等」のキに記載の法第 78 条の適用要件に該当すると判断される場合は、法第 78 条に基づく費用徴収決定を速やかに行うこととされている。
- (エ) 法第 78 条の処分は、同条に規定する「不実の申請その他不正な手段」を要件に行うことができる。この「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚構の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を隠蔽することも当然に含まれる。要するに、被保護者から不実の収入申告が行われた場合又は収入の隠蔽が行われた場合に行うことができるものである。
- (オ) 本件処分については、審査請求人の生活保護費不正受給に関する詐欺罪に係る裁判（以下「本件裁判」という。）において不在者財産管理人報酬について故意に届け出なかったことが認められたということをもって処分庁は当該処分を行っている。このことについて、本件処分の原因となる事実は、本件裁判における公訴事実と同旨であって、処分庁が提出した物件を確認しても、全ての書類の日付や内容が合理的に結び付いているため、処分庁が、本件処分の原因となる事実を認定する方法として裁判において認定された事実を用いたということについては問題ないと言える。
- (カ) 審査請求人は、一貫して故意性を否定しているが、本件裁判においては、過去に審査請求人が担当のケースワーカーから収入があったときは必ず届け出るように指示を受け、実際に年金の収入についての申告をしたことがあることから、当然に収入の申告義務については理解しており、不在者財産管理人報酬があったことを故意に届け出なかったと判断している。また、当該報酬については、審査請求人が〇〇家庭裁判所に付与の申立てを行い、その決定により付与の決定がされていること、その後すぐに全額を口座から引き出したことが、本件裁判及び審査請求書の添付資料によって認められることから、法第 61 条により収入について変動があったとして処分庁に届け出なければならない義務があることは明らかである。以上のことから、審査請求人は、収入申告の義務があることを認識しつつも、当該不在者財産管理人報酬の受領に係る収入申告を行わなかったことが認められる。このことから、法第 78 条の適用要件のうち、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」に該当することは明らかである。

- (キ) 審査請求人は、不在者財産管理人報酬について、知人からの借入金であるから、福祉事務所に申告する義務はないと主張する。当該報酬に相当する金額が仮に知人からの借入金であったとしても、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の第 8 の 3 により「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入認定の例外とされているが、それ以外の借入金は、収入認定の例外とは認められないのであるから、審査請求人の主張は、採用することはできない。
- (ク) なお、審査請求人は、処分庁から生活保護費を騙し取ったということを審査庁において検証するよう求めているが、本件処分は、法第 78 条の適用要件に該当して行われた行政処分であり、本件裁判において詐欺罪を適用する司法処分とはその運用の主眼が異なるものであるから、採用することはできない。

#### イ 費用の徴収額について

- (ア) 次に、本件処分における費用の徴収額について、裁判において届出義務があるべきであった額として認定された金額は、不在者財産管理人報酬〇〇〇〇円から審査請求人が不在者財産管理のために使用したと主張する交通費〇〇〇〇円を控除した〇〇〇〇円であるが、処分庁は不在者財産管理人報酬〇〇〇〇円全額を徴収額としており、この金額の妥当性について検討を行う。
- (イ) 処分庁が提出した物件⑥ケース診断会議録によると、処分庁は、裁判の判決において交通費の控除について判示されたことに触れた上で、審査請求人が不在者財産管理人報酬を申告しなかった事実及び交通費の金額が確認できる資料がない点から報酬額全額を返還の対象と判断したという事実が伺える。この判断については、前記「(2) 本件処分に係る法令の規定等」に記載したとおり、司法処分において認定された金額と徴収額が一致することは要しないとされていること、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであり、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされていることから妥当な判断と言える。

#### ウ 行政手続法による理由の提示について

また、本件処分は、不利益処分であるため、処分を行うためには、相手方に対して行政手続法第 14 条に規定する理由の提示を行う必要がある。審査請求書添付の本件処分通知書の写しを確認するに、処分の理由として「不在者財産管理人報酬の無申告により、生活保護費を不正に受給したため」との記載があり、理由の提示は十分に、問題なく行われているものと判断する。

#### エ 不利益変更の禁止について

なお、審査請求人が、本件処分が法第 56 条に規定する不利益変更に当たる旨を主張する点については、同条は、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない」と規定しているところ、本件処分は法第 78 条第 1 項の規定により費用を徴収する処分であり、保護の変更には当たらないから、そもそも法第 56 条の適用はないというべきであり、また、審査請求人のその他の主張については、処分庁から提出された物件からは審査請求人が主張するような事実があったとは確認できず、よって審査請求の理由とすることはできない。

以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はない。

#### 4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

- 平成 30 年 4 月 13 日 諮問書の受理
- 平成 30 年 5 月 25 日 第 1 回審議
- 平成 30 年 7 月 9 日 処分庁に対し調査実施
- 平成 30 年 7 月 23 日 処分庁から上記調査の回答書を受領
- 平成 30 年 9 月 14 日 第 2 回審議
- 平成 30 年 10 月 10 日 第 3 回審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成 28 年 7 月 21 日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

イ 審査庁は、審査請求人に対し補正命令を行い、審査請求人は、平成 28 年 8 月 15 日付けで補正書を提出した。

ウ 審査庁は、本件審査請求を担当する審理員として、総務部副部長〇〇〇〇を指名した。

エ 審理員は、処分庁に対して弁明書の求めを行い、処分庁は、平成 28 年 10 月 3 日付けで審理員に対し弁明書を提出した。

オ 審理員は、審査請求人に対して弁明書の写しを送付するとともに反論・意見の求めを行い、審査請求人は、平成 28 年 10 月 24 日付けで、審理員に対して反論書を提出した。

カ 審理員は、処分庁に対して反論書の写しを送付するとともに再弁明できる旨の通知を行い、処分庁は、平成 28 年 11 月 10 日付けで、審理員に対して再弁明を行わない旨の通知を行った。

キ 審理員は、平成 30 年 3 月 30 日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。

ク 審査庁は、平成 30 年 4 月 13 日付けで、当審査会に対して諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

##### (2) 当審査会における調査の実施について

当審査会は処分庁に対し、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定により、①本件処分に係る徴収金額を決定する際の調査実施の有無、②本件処分の原因となった不在者財産管理人報酬に関して、審査請求人に対する法第 63 条に基づく費用返還請求を行った事実の有無について調査を実施した。

調査の結果、上記①については、前記 3 の(3)のイに記載している審理員に提出された物件中に示された事項の他に、処分庁において特段の調査は実施されておらず、本件裁判において認定された事実等をもとに、本件処分に係る事実認定が行われたものであることを確認した。また、上記②については、本件処分の原因となった不在者財産管理人報酬に関して、法第 63 条に基づく費用返還請求を行った事実はないことを確認した。

(3) 本件審査請求の争点について

当審査会においては、本件審査請求における争点として、審査請求人が法第 78 条第 1 項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたと言えるか否か（争点 1）、同条の適用に当たり本件不在者財産管理人報酬の全額を徴収決定したことが妥当か否か（争点 2）、本件処分手続が行政手続法の規定に則った適正なものであるか（争点 3）、さらに、本件処分が法第 56 条の不利益変更に当たり許されないものであるか（争点 4）について検討する。

(4) 争点 1 審査請求人が法第 78 条第 1 項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたと言えるか否か

ア 生活保護法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第 4 条第 1 項）、また、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならないとされ、厚生労働大臣の定めた基準（生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号））により最低生活費を計算することとされている。（法第 8 条）

イ 法第 4 条第 1 項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第 8 条第 1 項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

ウ さらに、最低生活費（最低限度の生活の需要を満たすために必要な費用）と収入を比較して、その者の収入だけでは、最低生活費に満たないときに、はじめて保護を行う（補足性の原則）。したがって、被保護者により一切の収入が申告され、これをもとに、処分庁が、収入から控除すべき経費がある場合はこれを控除した上で、最低生活費から収入を差し引くことによって保護費を認定することが法の要請と考えられる。

エ このような補足性の原則に照らした保護の適正な運営を図るために、保護の実施機関には、被保護者の資産状況等の調査権限が与えられている。（法第 28 条、第 29 条）

オ 一方、法は、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、速やかに保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとし、被保護者に上記事項の届出義務を課している。（法第 61 条）

カ 加えて、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。（法第 78 条第 1 項）

キ このような法の規定及び趣旨を踏まえると、被保護者の正確な資産状況の認定を妨げる面では、本来申告すべき事実を申告しないことと、積極的に虚偽の事実を申告することとの間に相違はなく、法第 78 条第 1 項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、本来申告すべき事実を消極的に申告しないことも含まれると解するのが相当であり、申告対象期間に得たおよそ全ての収入を対象として、法第 61 条に基づく申告義務があることを認識していたと認められる場合には、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたと解すべきと考えられる。

ク 以上を踏まえ、本件について検討する。本件において、審査請求人は、担当ケースワーカーから生活保護のしおりを示されるなどして、収入があったときには必ず届け出るよう指示を受けていた。また、本件以前には、本件報酬より遙かに少額の収入があった際にそれを届け出ており、これを受けて、処分庁が、既に支給された保護費の相当額の返還を求め、支給済の保護費については減額決定をしたことがあった。このような経験から、審査請求人は、不在者財産管理人報酬について、法第 61 条に基づく申告義務があることを理解していながら、当該報酬を申告しなかったものと言えるから、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものと認められる。

ケ これに対し審査請求人は、本件における不在者財産管理人報酬は知人からの貸付けが原資であるから、審査請求人の収入にならないため、当該報酬を福祉事務所に申告する義務はないと主張する。

確かに、審査請求人は、知人から金銭を借り入れて平成〇年〇月に不在者財産管理人名義の通帳に入金している。しかし、それは単に、本来は審査請求人が管理しているはずの不在者の財産が何らかの理由で存在しなくなり、その穴埋めとして審査請求人が知人から借り入れたということの意味するにすぎない。仮に、審査請求人が本件報酬をその返済に充てたととしても、申告義務を免れるものではない。

(5) 争点 2 法第 78 条の適用に当たり本件不在者財産管理人報酬の全額を徴収決定したことが妥当か否か

ア 審査請求人が不在者財産管理人の報酬付与申立てを行った結果、家庭裁判所において〇〇〇〇円を報酬として付与するとの決定がなされ、その全額を審査請求人が自由に利用することができるようになったことは記録上明らかであるところ、審査請求人が申告すべき収入額を認定するに当たって、同額から控除すべき実費等があるかどうか、すなわち、不在者財産管理人報酬全額を徴収決定したことが妥当か否かについて検討する。

イ 司法処分と費用徴収額との関係

処分庁が提出した物件⑥ケース診断会議録によると、処分庁は、本件に係る刑事裁判の判決が交通費の控除について判示したことも確認の上で、法第 78 条の適用に当たり、報酬額全額を返還の対象と判断している。

これに対し、本件に係る刑事裁判の判決は、不在者財産管理業務を行うに当たり必要となった公共交通機関運賃合計〇〇〇〇円を立替払いしたとの審査請求人の主張を受け、「疑わしきは被告人の利益に」との観点から、不在者財産管理人報酬総額〇〇〇〇円より〇〇〇〇円を控除した〇〇〇〇円の範囲で、審査請求人が詐取した金額を認定している。そこでまず、司法処分と、行政処分としての費用徴収額との関係について検討する。

刑事裁判においては、検察官が、被告人の犯罪事実を合理的な疑いをいれない程度に証明しなければならず、かかる証明がない場合には、被告人に有利に決定しなければならない。一方、行政処分の場面では、刑事裁判のような二者対立構造ではないため、必ずしも同様の原則は妥当せず、処分庁自らが調査し、事実を確認した上で処分を行う。このように、司法処分と費用徴収の行政処分とは、それぞれ独立した別個の手續であるから、法第 78 条に基づく費用徴収の額は必ずしも司法判断と一致する必要はなく、処分庁において適切に調査をした上で、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものと認められる金額を認定することになる。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）も

同旨であり、法第 78 条に基づく費用徴収の額について、「法第 78 条に基づく費用徴収の額は、必ずしも司法処分において問題となる額（例えば起訴事実記載額又は判決において確定された額）とは一致することを要しない」とした上で、「不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する」としている。

以上からすれば、本件において、司法処分と異なる金額を徴収対象額としたこと自体が違法又は不当であるとは言えない。

ウ 本件において控除すべき実費等の有無

次に、本件において、不在者財産管理人報酬額から控除すべき実費等があったのか（不在者財産管理人報酬全額について申告義務があったのか）について検討する。

そもそも、法第 78 条の適用場面においては、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わずに、不正に保護を受給したことが前提となっている。そうである以上、収入があったのであれば、原則としてその全額について申告義務を負うのであって、仮に実費を支出していたとしても、実費を収入から控除することは原則として認められず、仮に認める場合であっても、その収入を得るために必要な最小限の実費に限定して認められるべきものと解される。また、処分庁において、返還対象者がどのような実費を支出したのかまで調査することは求められておらず、処分の過程で必要最小限の実費支出の事実が明らかとなったような場合に限り、それを控除すれば足りると解すべきである。

この点、生活保護手帳別冊問答集 2017 問 13-23 でも、法第 78 条の返還対象額を算定するに当たって収入認定の際と同様の控除を適用することができるかという問いに対して、「各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」とされている。

本件においてこれを見るに、刑事事件記録からは、審査請求人が交通費として〇〇〇〇円を負担していた可能性があることが分かるに留まるのであって、審査請求人の支出の事実を客観的に裏付ける資料はない。また、審査請求人は、本件審査請求手続においても、実費を控除すべきであるとの主張をしていない。したがって、処分庁において、控除すべき必要最小限の実費の有無及び金額を確認すべき状況であったとは言えず、審査請求人は不在者財産管理人報酬の全額について申告義務を負うことになるから、結局、同報酬全額を返還の対象としたことが違法又は不当であるとは言えない。

(6) 争点 3 本件処分手続は、行政手続法の規定に則った適正なものであるか

本件処分手続について、行政手続法の規定に違反するような事実は確認できず、本件手続は適正なものと言える。

(7) 争点 4 本件処分が、法第 56 条の不利益変更に当たり許されないものであるか

審査請求人は、処分庁が、本件処分の原因となった不在者財産管理人報酬に関して、法第 63 条に基づく費用返還請求が行われていたにも関わらず、後日、法第 78 条に基づく費用徴収処分が行われたため、かかる処分の変更は法第 56 条の不利益変更に当たり許されないと主張する。

しかしながら、当審査会が行った調査の結果、処分庁が本件処分に先行して法第 63 条に基づく費用返還請求を行った事実はないことが確認された。そのため、本件は、保護の変更には当たらないから、法第 56 条の適用はなく、同条により許されないものとは言えない。

(8) 結論

以上のとおり，審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，本件審査請求は棄却されるべきであり，行政不服審査法第45条第2項の規定により本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は，妥当である。

6 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長	大塚	丈
委員	赤間	聡
委員	高林	藍子